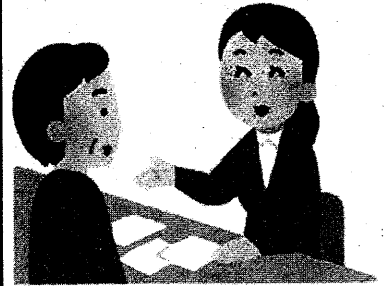


郡上市ビジネスチャレンジ小規模事業者 支援補助金

アフターコロナに向けた試みや物価高騰などの経営課題
解決に向けた試みなど、新たな取組に意欲的に取り組む
小規模事業者を対象に、
設備導入・広告宣伝・改修工事・ウェブサイトに係る、

対象経費の1/2を補助します。

◆補助金の上限50万円



☆対象者について

補助金の対象となる方は次に掲げる全ての要件を満たしている事業者です。

- (1) 郡上市内の小規模事業者で令和6年4月1日時点で2年間以上の営業実態があること。
- (2) 許認可等を必要とする事業の場合にあっては、その許認可等を受けていること。
- (3) 補助事業終了後、3年間事業継続して事業を営むこと。
- (4) 原則として週5日以上営業すること。
- (5) 令和6年4月1日時点で、個人の場合は郡上市に住民登録があること。法人の場合は法人登記があること。
- (6) チェーン店又はフランチャイズ店ではないこと。(対象経費を郡上市内の事業者で利用する場合は対象)
- (7) 郡上市商工会等支援機関の指導を受けて「経営計画」を作成すること。

☆補助対象経費について

対象となる経費は、**令和7年2月20日**までに実施、支払いを完了したもので、次に掲げるものです。

項目	内容	対象外
機械装置等費用	事業遂行に必要な機械装置の購入	既存機械の単純更新
広報費	販路開拓・販路拡大を目的とした広報	
ウェブサイト関連費	ECサイトの開設・改修など販路開拓に要するもの	サーバー代
雑役務費	販路開拓や市場調査のための郵送料に限る	左記以外の役務費
借料	機械装置のリースに限る	左記以外の借料
委託外注費	事業遂行に必要な店舗の改修など	

☆申請期限について

令和6年8月19日(月)までに申請書に必要書類を添えて郡上市商工課へ提出

※申請書類について下記のホームページでご確認ください。

申請書様式や
制度の詳細は、
ホームページで
ご確認ください



◆お問い合わせはこちら◆

郡上市商工観光部商工課 Tel: 0575-67-1808

【支援】郡上市商工会 Tel: 0575-66-2311

【支援】産業支援センター Tel: 0575-66-2850